

公契約基本条例に関する検討

<結果報告>

平成27年5月

公契約基本条例庁内検討会議

目次

はじめに	1
第1 これまでの検討状況	
1 他の地方公共団体の動向	2
2 事業者アンケート	2
3 関係団体等からの意見聴取	2
第2 検討課題と考え方	
1 課題1 市内中小企業の受注機会の拡大について	3
2 課題2 適正な労働条件の確保について	5
3 課題3 契約を通じた多様な社会的価値の実現について	9
4 課題4 公契約基本条例と並行して行うダンピング対策について	11
5 課題5 契約の適正化について	12
第3 条例案の概要	14
<資料編>	
資料1 他の地方公共団体における公契約条例の制定状況	21
資料2 事業者アンケートの結果概要	22
資料3 関係団体等からの御意見	28

はじめに

本市では、平成24年3月に策定した「はばたけ未来へ！^{みやこ}京プラン」実施計画において、市内中小企業の受注機会の拡大や適正な労働条件の確保などを総合的にめざす「公契約基本条例」の制定を明記しました。

そして、平成24年4月に、公契約基本条例庁内検討会議を設置し、平成25年8月、条例の制定に向けた検討事項等を取りまとめた「公契約基本条例に関する検討＜中間報告＞」を公表しました。

その後、他の地方公共団体の動向に関する調査等を引き続き行うとともに、本市の競争入札参加有資格者名簿から無作為抽出した事業者に対するアンケート調査を実施し、更に、これらを踏まえ、事業者団体、労働団体、学識経験者からの意見を順次、お伺いし検討を深めてまいりました。

この報告書は、これまでの調査、検討に基づき、公契約基本条例の制定に向けた本市の考え方及び条例案の概要をまとめたものです。

第1 これまでの検討状況

1 他の地方公共団体の動向

中間報告の取りまとめ（平成25年8月）以降も、12の地方公共団体で公契約に関する条例が新たに制定され、平成27年4月現在、公契約に関する条例を制定した地方公共団体は、本市調べで24団体となっています。

＜資料編 **資料1** 他の地方公共団体における公契約条例の制定状況
(21ページ) 参照＞

2 事業者アンケート

平成25年9月～10月、本市の競争入札参加有資格者から3,000者を無作為抽出し、公契約基本条例に対するイメージをはじめ、本市の入札・契約に関するアンケート調査を実施し、1,460者(48.7%)から回答をいただき、その結果を取りまとめ、平成26年3月に公表しました。

＜資料編 **資料2** 事業者アンケートの結果概要(22ページ) 参照＞

3 関係団体等からの意見聴取

中間報告やアンケート調査を踏まえ、更に検討を深めるため、平成26年3月から平成27年3月までに、公契約基本条例や本市の入札・契約等について、建設業界をはじめとする15の事業者団体、4の労働団体、9名の学識経験者から御意見をお伺いしました。

＜資料編 **資料3** 関係団体等からの御意見(28ページ) 参照＞

第2 検討課題と考え方

前章のこれまでの検討等を踏まえ、中間報告で取りまとめた検討課題について、以下のとおり、考え方を取りまとめました。

1 課題1 市内中小企業の受注機会の拡大について

(1) 中間報告で取りまとめた主な検討事項

- ① 現在、元請契約は、市内中小企業への発注を原則としていることから、公契約基本条例の基本理念として、この原則を明確に規定することの検討
- ② 元請契約の市内中小企業への発注の原則を明確に打ち出すことによる、地元雇用の創出の促進
- ③ 設計・施工一括発注は基本的に行わないようにするなど、分離・分割発注の徹底
- ④ 下請契約については、市内中小企業の選定を努力義務として規定し、そのうえで効果的な方策の検討
- ⑤ 市内産材料の使用を努力義務として規定し、より積極的に使用している事業者が有利に受注できるような仕組みづくりの検討

(2) 関係団体等の御意見

市内中小企業の受注機会拡大のため、市内中小企業への発注を原則とすることについて、事業者アンケートでは、市内事業者の大半から賛同する御意見をいただきましたが、市外事業者からは、当然のことながら、反対の声もありました。

事業者団体からも、市内中小企業の活用促進に賛同する御意見を多くいただきましたが、一方ですべてを市内事業者のみに限定することによる競争性の低下や技術力の低下を懸念する御意見もありました。

学識経験者からも、例えば急な災害時に頼りになるのは地元事業者であり、

その育成の観点は大切である，これからの自治体経営を考えるうえで公共支出を地域内で循環させる視点が必要，などの御意見をいただきました。

(3) 本市の考え方

本市では，これまでから地域経済への貢献や地元雇用の創出の観点から市内中小企業の受注機会の拡大に努め，工事契約及び物品契約において，技術的に困難な場合や政府調達協定の適用を受ける場合等を除き，市内中小企業への発注を原則としてきました。

本市経済の活性化のために，市内に数多くある中小企業の成長・発展が不可欠であることはもとより，地域に密着した市内中小企業は，コミュニティの一員であり，まちづくりの重要な担い手です。また，阪神・淡路大地震や東日本大震災で失われた多くの貴重な命と引き換えに得た経験も踏まえ，建設事業者を中心に，災害に強いまちづくり，発災時の速やかな対応等においても市内事業者の役割は今後ますます重要であると考えます。

したがって，本市にとって，市内中小企業の受注機会の拡大は，公契約基本条例を制定するに当たって，最も重要な視点であるといえ，その考え方を基本的な理念として条例にしっかりと明記すべきであると考えます。この基本的な理念に沿って，本市が公契約を発注する際に，市内事業者の受注機会の拡大に配慮すべきこと，また，公契約の受注者に対しても，同様の考え方から下請における市内事業者の積極的活用や市内産材の利用を努力義務とする規定を設け，その実効性を高めるため市内事業者の下請への活用や市内産材の利用を総合評価入札において加点対象とするなどの具体的施策を講じていくべきと考えます。

更に，コストや品質の確保に十分配慮したうえで，可能な場合には，分離・分割して発注することにより市内中小企業の受注機会の拡大を図るなどの工夫をするとともに，一方で，市内事業者の健全な競争による成長や技術力の

向上を図る観点から、発注する公契約の内容に応じ、市外事業者の技術力の活用をバランスよく組み合わせていくことが必要であり、橋りょう等の特殊な技術を要する工事においても、市内中小企業と共同企業体を結成することを要件として発注するなど、市内事業者の技術力の底上げにつながる発注にも努めるべきと考えます。

2 **課題2** 適正な労働条件の確保について

(1) 中間報告で取りまとめた主な検討事項

- ① 適正な労働条件の確保は、労働者だけでなく、発注者や受注者にとっても重要であるため、条例の基本理念や受注者の責務として規定することの検討
- ② 条例の基本理念等に規定した場合は、入札参加資格登録の際に、賃金の支払状況、社会保険の加入状況等を確認するなど、実効性を担保するための方策の検討
- ③ 労働者の賃金の最低額の規定に関し、以下の諸課題についての検討
 - ア 雇用主と労働者との契約に介入することについて、法令や契約自由の原則との整合性
 - イ 最低賃金法との整合性や最低賃金法を上回る条例規定の必要性
 - ウ 条例適用の本市工事や業務は、市内全体に占める割合がわずかであるため、民間を含めた市内の工事や業務の労働者の賃金引上げへの効果
 - エ 労働者の賃金が上昇することにより、経営が圧迫され、雇用削減や手抜き工事につながる危険性
 - オ 経営圧迫しないような賃金の最低額の設定方法。その前提として、本市予算を考慮しながら、予定価格の適正な積算基準の確定
 - カ 条例適用の契約の従事者とそれ以外の労働者との賃金格差によ

- る労働者選別の危険性や、同一労働同一賃金の原則との整合性
- キ 実効性の確保のための手法。特に条例の不遵守に対する違約金徴収等の厳しい対処や緻密な書類・立入調査の可能性
 - ク 賃金等に係る台帳の整備等による受注者の事務の増加。その事務経費のための契約金額の増額
 - ケ 賃金の最低額決定に係る詳細な調査・手続や賃金等に係る台帳の確認等による本市コストの増加。その事務のための専門性を有する外部への委託

(2) 関係団体等の御意見

適正な労働環境の確保に関しては、いただいた御意見においても、その維持・向上を図ることについて、当然のことながら特段の異論はありません。むしろその実効性を担保することが大切であるとの御意見をいただきました。また、数年間にわたって、労働者を配置することとなる指定管理者制度等において、その労働者の労働環境の確保にも配慮してほしいとの御意見もいただきました。

労働者の賃金について、条例により独自の最低限度額を定める規定、いわゆる賃金規定については、事業者団体の御意見はおしなべて否定的であり、労働団体の御意見はその導入を求めるものとなっています。一方、学識経験者の御意見は、否定的あるいは慎重に判断すべきという御意見と、導入に問題はないとする御意見に分かれています。

その内容においても、例えば、条例に賃金規定を置くことについて、最低賃金法に抵触するものではないとの国会答弁がなされたことをもって、その法的問題は基本的に解消されているとする御意見がある一方、当該答弁は最低賃金法との抵触についての見解が述べられたものであり、賃金規定の妥当性について司法判断等がなされたわけではない、最低賃金法上の問題がない

としても政策として妥当とは思わない、などの御意見がありました。また、賃金規定を設け、公契約のもとで働く労働者の賃金の引き上げを図ることにより、広く労働者の賃金の底上げに主導的役割を果たすべきとの御意見がある一方、公契約に従事する一部の労働者にしか適用されない賃金規定が適切な低所得対策であるのか疑問、賃金規定により公契約に従事する一部の労働者の賃金が上がれば民間が追従するかというところは期待に過ぎない、賃金規定を定めるより事業者全体に労働法令の遵守を求めるほうが効果的、などの御意見がありました。そして、事業者団体からは、労働者の賃金は企業の体力等も踏まえ、需要と供給で決まるものであり、原則として国や地方公共団体が直接関与すべきものではなく、必要な場合には、法律に基づいて必要最低限の規制にとどめるべきとの御意見がありました。

(3) 本市の考え方

公契約のもとで働く労働者の適正な労働環境が確保されることは、単に本市で働く人の労働環境の向上のみならず、受注者及び下請事業者の多くを占める市内中小企業の健全かつ持続的な発展のためにも必要であることから、本市及び受注者等は、公契約に従事する労働者の雇用の安定その他の適正な労働環境の確保並びに維持及び向上に努める必要があり、そのことを条例にしっかり明記していくべきであると考えます。

また、受注者等の労働関係法令の遵守徹底は、これまでは、ともすれば基本的に国が主導的役割を果たすべきとの認識であったかと思えます。国が果たすべき役割は、今後とも変わるものではありませんが、公契約の発注者である本市も、国や関係機関と連携し、公契約のもとの労働環境の確保により積極的関与をしていく必要があると考えます。なぜなら、先に述べたように、市内中小企業の健全かつ持続的な発展のためにも、そこで働く労働者の労働環境の向上について、公契約基本条例の制定を機に、より一層の貢献をして

いくことが求められると考えるからです。

このため、発注者として、一定金額以上の公契約を発注する際には、基本的な労働環境が確保されることを確認するため、受注者及びすべての下請事業者から、社会保険への加入をはじめとした労働関係法令の遵守状況を確認するための報告書の提出を求め、労働関係法令の遵守ができていない受注者等に対しては、改善を求め、改善がなされない場合にはその氏名を公表するなど、実効性のある措置を講じる必要があります。また、これらを実施するに当たっては、国の関係機関等とも連携するとともに、労働者等からの通報や相談に対応するための窓口も設置すべきです。

こうした取組に加えて、そもそも低賃金での就労とならないよう、発注者として適正な価格での発注により一層努めていくことが求められるとともに、役務契約など、経費の多くを人件費が占めるものにあつては、入札における最低制限価格を設けるなどの取組も必要です。更に、公の施設の指定管理においても、公契約基本条例の対象とし、適正な労働環境の確保を図っていくべきと考えます。

しかしながら、公契約のもとで働く労働者の報酬額について、条例に賃金規定を置いて独自の最低限度額を定めることについては、さまざまな御意見があり、慎重に考える必要があります。現に、平成27年4月までに公契約に関する条例を制定した24の自治体のうち、賃金規定を持つ条例が16ある一方で、賃金規定をもたない条例も8つの自治体で制定されています。また、賃金規定の取扱いに関して議論が分かれたことなどにより、条例案自体が議会で否決された自治体もあります。

これまで本市が行ってきた意見聴取においても賛否両論があり、単純に結論を見出すことは容易ではないと言わざるを得ません。さまざまな御意見も踏まえ、本市としては、労働者の賃金等は雇用者と労働者の間の契約によって定められるべきものであるという大原則を踏まえ、やはり個々の労働者の

賃金に関し、必要な規制は法律に基づいて行うことが基本であると考えます。また、公契約においてのみ賃金規定を適用したとしても、地域全体への効果が見込めるかどうかは不明確であると言わざるを得ません。逆に、賃金規定は例えば、同一企業内において、本市発注業務に従事する方と本市以外の発注する同種の業務に従事する方との間で報酬額が異なることとなり、とりわけ厳しい経営環境にある中小企業にとって、公契約に携わる労働者の報酬を引き上げることに伴う企業内の労働者間の均衡を図るために必要となる負担が過度なものとなりかねないことも考慮する必要があると考えます。

したがって、本市としては、賃金に関する独自の規定を設けるのではなく、公契約の発注者として、国の関係機関等と連携し、公契約のもとで働く労働者の良好な労働環境全般が確保されるよう、より一層の役割を果たすとともに、市内事業者への発注や適正な価格で受注できる環境づくりにより一層努めることにより、労働環境の向上への一翼を担っていくべきです。

3 **課題3** 契約を通じた多様な社会的価値の実現について

(1) 中間報告で取りまとめた主な検討事項

- ① 条例の基本理念の中で、契約を通じた多様な社会的価値の実現に関して規定することの検討
- ② 本市が推進している重要政策のうち、いずれの社会的価値を対象とするかについて、更なる展開に向け、各政策担当部署と調整
- ③ 具体的な施策として、入札参加資格登録、入札、総合評価等の実施時点で、社会的価値に関する条件を確認する手法が想定されるため、その前提としての認証制度の確認
- ④ 本市が推進している重要政策を可能な限り幅広く網羅し、多様な社会的価値の実現を目指した新たな手法の検討
- ⑤ 入札・契約の公平性や競争性を阻害しないよう、十分な配慮を検討

する。特に、中小企業に不利にならず、あらゆる事業者がアプローチできるよう、認証制度に関する十分な確認

(2) 関係団体等の御意見

公契約の発注を通じ、直接的な契約目的の達成はもとより、多様な社会的価値の実現への貢献に配慮することについて、公契約によってより良い社会づくりが進むのは望ましいなど、賛同の声が多く、総論としては反対する御意見はありません。

しかしながら、それらを具体化するため、例えばこれらに関して入札参加資格としたり、入札における加点要素として扱ったりすることについては、環境保全など、より多くの市民に恩恵のあるものを対象とすべきといった御意見や、あれもこれも総花的に対象にすると、入札において加点をもらうことが目的となり、本末転倒になりかねない、あるいは、過度な負担を伴う取組を求められると中小零細企業が入札から排除されることになりかねないことなどを危惧する御意見もありました。

(3) 本市の考え方

本市は、これまでから環境マネジメントシステムであるISO14001、KES（京都・環境マネジメント・スタンダード）を取得している事業者や、男女共同参画社会の実現、障害者の雇用の促進等に寄与する事業者を、工事業者の格付制度において加点評価するなど、入札・契約制度を活用し、公契約を通じた多様な社会的価値の実現に配慮してきました。

公契約の発注は、本市と市民や事業者との貴重な接点であり、公契約の機会を活用し、多様な社会的価値を実現することは、多くの市民の利益につながるものであり、京都の未来をつくる大切な働き掛けであることから、公契約基本条例の制定に当たって、公契約を通じた多様な社会的価値の実現への

配慮もしっかりと明記するべきです。

そのうえで、社会的価値に関する条件を入札・契約に、具体的に反映させるために必要な認証制度等の客観的な評価の仕組み等について、引き続き、研究、検討し、入札・契約の公平性や競争性を阻害しないよう、また、特に中小企業に不利にならないよう十分に配慮しつつ、環境にやさしい都市づくり、地域防災力の維持・向上、コミュニティの維持・活性化に資する取組、真のワーク・ライフ・バランスの実現、子どもを育む社会の環境づくりなど、多様な社会的価値の実現に配慮する事業者を公契約の発注に当たって評価するなどの取組を一層推進していくべきと考えます。

4 **課題4** 公契約基本条例と並行して行うダンピング対策について

(1) 中間報告で取りまとめた主な検討事項

- ① 他都市の取組状況を参考に、労働条件の悪化につながる工事のダンピング受注の一層の対策の検討
- ② 業務委託において、積算基準を確定することによる予定価格の適正化や最低制限価格制度等の導入の検討

(2) 関係団体等の御意見

労働条件の悪化や業界の疲弊につながるダンピング受注については、とりわけ事業者団体の皆様から、その防止に向けて一層の取組を求める御意見を多くいただきました。また、そもそも低賃金での就労を前提とした受注額とならないよう、適正な予定価格の設定と、最低制限価格の引き上げや導入を求める御意見もいただきました。

なお、最低制限価格については、自ら積算し、企業の努力による競争を促す観点から、事後公表にすべきとの御意見もいただきました。

(3) 本市の考え方

本市においては、条例の制定を待つことなく、これまでからさまざまなダンピング受注対策を検討し、毎年度、新たな対策の導入や対象範囲の拡大等を行ってきました。

工事や、設計等の工事関連の業務委託の発注においては、最低制限価格制度を取り入れ、また、その対象範囲を拡大するなどの取組を行ってきたところであり、平成27年度も、工事及び工事関連の業務委託における最低制限価格の全件事後公表化、予定価格の事後公表の対象範囲の拡大などの一層踏み込んだダンピング受注対策を実施していくこととしています。

また、清掃業務など、人件費が経費の大半を占める役務業務の委託においても、一定の額を下回る入札額の場合には、当該金額で適正な履行が見込めるかどうかを審査する低入札価格調査を試行実施してきました。役務業務については、予定価格の積算基準が必ずしも確立していないのが現状ではありますが、可能な限り国の建築保全業務積算基準等を活用するとともに、特に賃金等に影響を及ぼす恐れのある低価格での入札には、低入札価格調査を実施するとともに、最低制限価格制度の導入について、引き続き、検討していく必要があります。

このため、公契約基本条例においても、ダンピング受注等により、公契約の適正な履行やその質の確保、公契約に従事する労働者の労働環境が損なわれることのないよう、改めて適正な予定価格の算出等について規定し、必要な取組を継続していくべきです。

5 **課題5** 契約の適正化について

(1) 中間報告で取りまとめた主な検討事項

- | |
|--|
| ① 契約の公正性、競争性及び透明性の確保を条例の基本理念として規定することの検討 |
|--|

- ② 談合その他の不正行為及び不良・不適格事業者の本市契約からの排除は、徹底して取り組んできたが、改めて規定することの検討
- ③ 発注者と受注者が共に責任を持って、良好な品質を確保するよう規定することの検討

(2) 関係団体等の御意見

契約の適正化に関し、関係団体の皆様からは、当然のことながら特段の異論はありませんでした。良好な品質の確保に関しては、優良な事業者を評価し、不良・不適格事業者を排除すること、適正な予定価格の設定と適正な価格での受注等を求める御意見がありました。

(3) 本市の考え方

適正な契約を行うべきことは当然のことであり、そのためには公正性、競争性、透明性を確保することが不可欠です。本市は、公契約を通じて、市内中小企業の受注機会の拡大、公契約に従事する労働者の労働環境の維持・向上、多様な社会的価値の実現等を図っていくべきと考えますが、その大前提として、公契約における公正性、競争性、透明性の確保について改めて条例にも明記すべきです。加えて、市民の公契約に対する信頼を維持するため、談合その他の不正行為及び不良・不適格事業者の排除についても明記すべきです。

また、公契約が本来的に目指すべき適正な履行及びその質の確保について、受注者任せにするのではなく、発注者である本市と受注者である事業者が両者の協働によりこれらを実現していくという理念をしっかりと共有していくことが不可欠です。更に、適切な履行評価の実施、将来の公契約を担う人材の育成、下請契約の適正化の促進についても、規定を置き、必要な取組を進めていくことが重要であると考えます。

第3 条例案の概要

前章までの検討を踏まえ、本市が目指す条例案の概要を以下のとおり、まとめました。

「京都市公契約基本条例（仮称）」案の概要

(1) 目的、用語の定義、基本理念及び責務

① 目的

この条例は、公契約に関し、その基本理念その他の基本となる事項を定め、本市及び受注者の責務を明らかにするとともに、市内中小企業の受注機会の増大、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、公契約の適正な履行及びその質の確保並びに社会的課題の解決に資する取組の推進を図り、もって地域社会の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とします。

② 用語の定義

ア 「公契約」とは、本市が発注をする工事又は製造の請負契約、本市が業務を委託し、又は物品を購入する契約及び本市と地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者との公の施設の管理に関する協定をいいます。

イ 「市内中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、本市の区域内に本店又は主たる事業所を有するものをいいます。

ウ 「社会的課題」とは、環境保全、男女共同参画、仕事と生活の調和その他の社会における各般の課題をいいます。

エ 「受注者」とは、本市と公契約を締結した者をいいます。

オ 「下請負者等」とは、次に掲げる者をいいます。

(ア) 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他の本市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受

託する者

(イ) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定により、自己の雇用する労働者を受注者又は（ア）に掲げる者のために公契約に係る業務に従事させる者

カ 「発注」とは、公契約における工事又は物品若しくは清掃等の役務の発注をいいます。

キ 「市長等」とは、市長、公営企業管理者又は教育委員会をいいます。

③ 基本理念

ア 地域経済の活性化及び雇用の創出を図るとともに、地域コミュニティの維持・発展並びに地域における防災の体制及びその能力の維持・向上を図ることにより、将来にわたって、活力に満ちた、人と人々が支え合う安心・安全なまちであり続けるため、その実現に必要な不可欠な存在である市内中小企業の受注機会の増大を図ること。

イ 公契約に従事する労働者の適正な労働環境が確保されること。

ウ 本市及び受注者との協働により、公契約の適正な履行及びその質を確保すること。

エ 公契約の公正性、競争性及び透明性を確保すること。

オ 社会的課題の解決に資する取組の推進に努めること。

④ 責務

ア 本市は、基本理念にのっとり、公契約に関する施策を総合的に推進しなければならないこととします。

イ 受注者は、基本理念にのっとり、公契約の当事者としての社会的な責任を自覚し、公契約の適正な履行及びその質の確保に努めなければならないこととします。

(2) 市内中小企業の受注機会の増大

① 市内中小企業への発注

本市は、法令上の制限がある場合、専門的な能力を有する者に発注する必要がある場合等を除き、市内中小企業へ発注するよう努めるものとします。

② 受注機会増大のための取組

本市は、市内中小企業に限定した発注が困難な場合であっても事業者が共同して受注する方式を採用する際にはその構成員に市内中小企業を加えるよう求める、経済的合理性への配慮並びに公契約の適正な履行及びその質の確保を前提として分離し又は分割して発注するなど、市内中小企業の受注機会の増大に努めるものとします。

③ 下請契約

受注者は、市内中小企業と下請契約を締結するよう努めるものとします。

④ 市内産材の使用

受注者及び下請負者等（以下「受注者等」といいます。）は、公契約においては、市内産の材料を使用するよう努めるものとします。

(3) 公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保

① 適正な労働環境の確保並びに維持及び向上

本市及び受注者等は、公契約に従事する労働者の雇用の安定その他の適正な労働環境の確保並びに維持及び向上に努めるものとします。

② 労働関係法令遵守の徹底

受注者等は、最低賃金法その他の労働関係法令の遵守徹底を図るものとし、本市は、以下の措置を講じることとします。

ア 労働関係法令遵守状況報告書の提出

一定金額を超える工事請負契約及び清掃等の役務に係る委託契約に係る受注者並びにそれらに従事する下請負者等並びに公の施設の指定管理に関する協定に係る受注者（以下「対象受注者等」といいます。）は、対象受注者等に係る公契約に従事している労働者（以下「対象労働者」といいます。）の最低賃金その他の労働関係法令の遵守状況について記載した報告書（以下「労働関係法令遵守状況報告書」といいます。）を市長等に提出するものとします。

なお、下請負者等の労働関係法令遵守状況報告書は、受注者が取りまとめたうえで、市長等に提出するものとします。

※ 労働関係法令遵守状況報告書の提出が義務付けられる公契約（以下「対象公契約」といいます。）は、5,000万円を超える工事請負契約、1,000万円を超える清掃等の役務に係る委託契約及び指定管理者との公の施設に関する協定を予定しています。

イ 関係機関への通報及び措置結果報告書の提出

市長等は、労働関係法令遵守状況報告書を審査した際に、遵守できていない事項を確認した場合、労働基準監督署その他の関係機関（以下「関係機関」といいます。）に通報するものとします。また、その場合、対象受注者等は、改善措置を行い、その措置結果（以下「措置結果報告書」といいます。）を市長等に提出するものとします。

ウ 氏名等の公表

市長等は、対象受注者等が労働関係法令遵守状況報告書及び措置結果報告書の提出を拒んだ場合、これらの報告書が虚偽であった場合、若しくはこれらの報告書に記載した内容について改善を求めたにもかかわらず改善がされない場合又は受注者が下請負者等の労働関係法令遵守状況報告書の取りまとめを怠った場合は、弁明等の機会を付

与した上で、対象受注者等の氏名等を公表することとします。

※ 公表した対象受注者等については、改善措置がなされるまで、本市の公契約における入札への参加を停止するとともに、公契約における下請契約からも排除します(条例の制定に伴い実施する制裁措置として、京都市競争入札参加停止取扱要綱を改正して対応する予定です。)

エ 関係機関への必要な措置の要請

市長等は、対象受注者等を公表した場合にあっては、公表した対象受注者等に対する関係機関の対応状況を確認したうえ、労働者の適正な労働環境を確保するため特に必要があると認めるときは、当該関係機関に対して、対象受注者等へ必要な措置を講じるよう求めるものとします。

オ 下請負者等への対象公契約であることの明示

対象受注者等は、労働関係法令遵守状況報告書の提出が義務付けられる下請負等を行う際、当該業務が対象公契約に係るものであることを下請負者等に明らかにしなければならないこととします。

カ 対象労働者への対象公契約であることの明示

対象受注者等は、締結した契約が対象公契約であることその他別に定める事項を対象労働者に明らかにしなければならないこととします。

キ 通報・相談窓口の設置

本市は、対象労働者その他の者からの対象公契約に関する通報又はその対象となるおそれがある旨の相談に対応するため、窓口を設置するものとします。

ク 関係機関との連携

本市は、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保を図るた

め、関係機関と連携を図り、適切に対応しなければならないこととします。

(4) 公契約の適正な履行及びその質の確保

① 適正な予定価格等の算出

本市は、公契約の適正な履行及びその質並びに労働者の適正な賃金を確保するために、適正な積算根拠に基づき、予定価格及び最低制限価格を算出するものとします。

② 履行状況の把握及びその評価の反映

本市は、公契約の適正な履行及びその質を確保するため、公契約の履行状況を適切に把握し、その評価を公契約の相手方の選定に反映させるよう努めるものとします。

③ 人材の育成

本市及び受注者は、将来にわたって公契約の適正な履行及びその質の確保を図るため、公契約の担い手となる人材の育成に努めるものとします。

④ 下請契約の適正化

受注者と下請負者等は、公契約の適正な履行及びその質並びに適正な労働環境を確保するため、両者が対等な立場であるとの認識の下、下請代金支払遅延等防止法その他関係法令を遵守し、適正な契約を締結しなければならないこととします。

⑤ 不正行為等の排除

本市は、談合その他の不正行為及び不良・不適格事業者を公契約から排除するため、必要な措置を講じなければならないこととします。

(5) 社会的課題の解決に資する取組の推進

本市は、公契約の性質又は目的に応じ、入札の参加に必要な資格を定める場合にあつては本市が指定した特定の社会的課題の解決に資する取組を行っている者を優遇する、公契約の相手方を選定するに際して価格以外の要素を特に評価する必要がある場合にあつては地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札その他の方式により、本市が指定した特定の社会的課題の解決に資する取組を行っている者を評価するなど、社会的課題の解決に資する取組を推進するために必要な措置を講じるよう努めなければならないこととします。

(6) 京都市公契約審査委員会

公契約に関する施策及び公契約の締結に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市公契約審査委員会を置きます。

※ 現在の京都市契約審査委員会の機能等を拡充し、新たに京都市公契約審査委員会として位置付けます。

(7) 施行日

この条例は、公布の日から施行します。ただし、労働関係法令遵守状況報告書、措置結果報告書など一部の規定は、平成28年4月以降から施行します。

資料1 他の地方公共団体における公契約条例の制定状況

年度	条例の内容	
	賃金規定を持つ条例	賃金規定を持たない条例 (うち)賃金等の労働環境に関し、具体的施策を規定する条例
平成20年度		山形県公共調達基本条例
平成21年度	野田市公契約条例	江戸川区公共調達基本条例
平成22年度	川崎市契約条例 (一部改正により賃金規定を追加)	
平成23年度	相模原市公契約条例 多摩市公契約条例	(高知市公共調達基本条例) (*のちに賃金規定を追加)
平成24年度	国分寺市公共調達条例 渋谷区公契約条例 厚木市公契約条例	秋田市公契約基本条例 (具体的施策に関する規定) 労働環境を総合評価方式の評価項目とすること及びその内容に関する規定 前橋市公契約基本条例 (具体的施策に関する規定) 元請け等に対する労働環境に関する報告徴収、その報告に基づく改善措置の指導に関する規定等
平成25年度	足立区公契約条例 直方市公契約条例 千代田区公契約条例 三木市公契約条例	長野県の契約に関する条例
平成26年度	世田谷区公契約条例 高知市公共調達条例 (一部改正により賃金規定を追加) 草加市公契約基本条例 我孫子市公契約条例	岐阜県公契約条例 奈良県公契約条例 (具体的施策に関する規定) 元請け等に対する賃金支払状況等の報告徴収及び立入検査、違反者への過料及び公表に関する規定等 四日市市公契約条例 (具体的施策に関する規定) 労働条件の確保に関する報告徴収、その報告に基づく調査及び指導に関する規定等
平成27年度	加西市公契約条例	
計	16 団体	8 団体 (4 団体)

資料2 事業者アンケートの結果概要

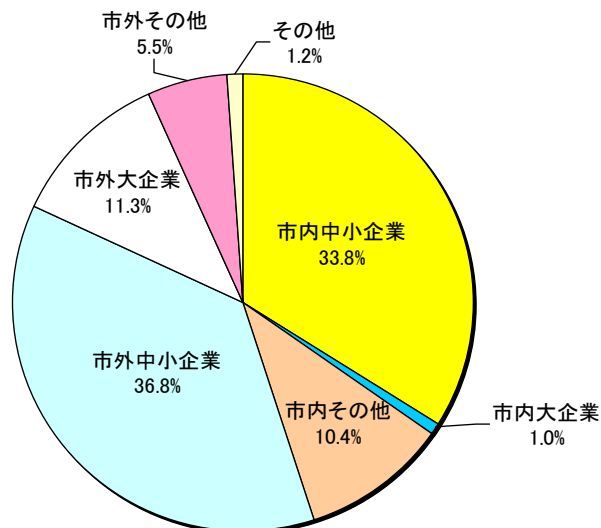
*調査報告「入札・契約に関するアンケート調査結果報告書」は、契約課ホームページ「京都市入札情報館」で公開しています。

<http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/info/pdf/2013/chosa.pdf>

第1 調査概要

- 1 調査期間 平成25年9月30日～10月31日
- 2 調査対象 本市競争入札参加有資格者3,000者(有資格者全7,213者から無作為抽出)
- 3 調査方法 回答用紙への記入方式(郵便, FAX又は電子メールにより送付)
- 4 回収数 1,460者
- 5 回収率 48.7%

【回答割合】



第2 結果概要

パーセンテージは、全体の回答割合。〔 〕内は市内中小企業の回答割合。(以下同じ。)

問6 京都市が公契約基本条例の制定に向けて検討していることを知っているか。

- ・知っている。……………28.2%〔33.1%〕
- ・知らない。……………69.0%〔64.5%〕

公契約基本条例の制定の検討を知らない事業者が約7割。

市内中小企業は、知っている事業者が全体割合より多く、約3分の1となっている。

問7 公契約基本条例が制定されると、どのようなことが進むとイメージするか。(複数回答可)

- ・入札で市内中小企業が優遇される。……………61.5%〔62.1%〕
- ・市の業務に従事する労働者の労働環境が改善される。……………23.6%〔29.6%〕

- ・入札で環境保全や福祉の取組等を行っている事業者が評価される。… 18.4% [20.1%]
- ・入札での公正な競争が行われる。…………… 30.2% [34.3%]
- ・ダンピング対策が強化される。…………… 20.1% [21.9%]

「市内中小企業の優遇」が約6割。「入札での公正な競争」が約3割。
市内中小企業は、「労働環境の改善」が約3割となるなど、全ての項目で全体割合より多くなっている。

問8 市内中小企業への発注の原則について、どのように考えるか。

- ・更にと組を進める必要がある。…………… 40.0% [77.7%]
- ・今のままでよい。…………… 33.7% [19.3%]
- ・取組は必要でない。…………… 24.4% [1.4%]

「更なる取組が必要」が4割。現状維持が約3分の1。
市内中小企業は、「更なる取組が必要」が8割近くとなる一方、現状維持は約2割である。

問8-1 市内中小企業への発注の原則について、問8で「更なる取組が必要」を選択した事業者が、取組として必要と考えるもの（複数回答可）

- ・入札参加資格を市内中小企業だけに限定…………… 73.5% [78.1%]
- ・下請契約に市内中小企業を選定したことを格付や総合評価方式で加点…………… 39.0% [36.6%]
- ・市内産の材料等を使用することを総合評価方式で加点…………… 18.3% [17.2%]

「入札参加資格を限定」が約7割。
市内中小企業は、「入札参加資格を限定」が約8割。

問8-2 市内中小企業への発注の原則について、問8で「取組は不要」を選択した事業者が、取組が不要と考える理由（複数回答可）

- ・入札参加を広く認め、競争性を高めるべき。…………… 69.1% [100%]
- ・入札は、価格で競争すべき。…………… 10.8% [71.4%]
- ・市内中小企業の技術力では対応できない場合がある。…………… 51.0% [85.7%]

「競争性を高めるべき」が約7割。
市内中小企業は、「競争性を高めるべき」が10割。

問9 入札で市内中小企業への発注を原則とすることについての意見（自由記載）

意見件数：761件

<主な意見>

「○」は市内中小企業 「□」はその他。（以下同じ。）

- 地域の活性化につながると思う。
- 中小企業の育成に京都市が積極的に力を貸すことが必要だと思います。
- 原則としていただいたうえで、一部の企業に偏らないよう配慮いただきたい。

- 市外企業の優良なサービスを市へ導入する機会損失になると思います。
- 工事内容等により市内業者のみでは、対応できないことも考えられる。
- 工事内容によっては、入札不成立や競争性が低くなることが懸念される。
- 京都市は、世界的にも有名な都市であり、市内業者だけで対応してよいものか。

地域の活性化等を理由とする賛成意見がある一方、技術力や競争性を理由に、市外企業の参加も必要であるという意見がある。

問10 契約を通じた多様な社会的価値の実現を図るための取組について、どのように考えるか。

- ・更にと組を進める必要がある。……………31.0%〔32.0%〕
- ・今のままでよい。……………51.2%〔51.7%〕
- ・取組は必要でない。……………13.1%〔11.6%〕

現状維持が約半数。「更なる取組が必要」が約3割。
市内中小企業も、ほぼ同じ割合となっている。

問10-1 契約を通じた多様な社会的価値の実現を図るための取組について、問10で「更なる取組が必要」と選択した事業者が、取組として必要と考えるもの（複数回答可）

- ・入札参加資格を環境保全や福祉の取組等を行っている事業者に限定（登録時又は入札時）……………30.5%〔39.2%〕
- ・格付や総合評価方式で、環境保全や福祉の取組等を行っている事業者を更に評価……………75.7%〔72.2%〕

「格付や総合評価方式で評価」が約4分の3。
市内中小企業は、「入札参加資格を限定」が約4割となり、全体割合より多い。

問10-2 契約を通じた多様な社会的価値の実現を図るための取組について、問10で「取組は不要」を選択した事業者が、取組が不要と考える理由（複数回答可）

- ・入札参加を広く認め、競争性を高めるべき。……………63.4%〔38.6%〕
- ・入札は、価格で競争すべき。……………18.8%〔17.5%〕
- ・環境保全の取組等によって事務量や経費が増加する。……………41.9%〔59.6%〕
- ・環境保全の取組等による事務量や経費の増加に対応できず、入札で不利となる。……………50.8%〔75.4%〕

「競争性を高めるべき」が約6割。「入札で不利」が約半数。
市内中小企業は、「競争性を高めるべき」が約4割と少なく、「事務量や経費の増加」が約6割、「入札で不利」が約4分の3となっている。

問11 環境保全や福祉の取組等に関する認証制度等で、既に取得しているもの（予定を含む）（複数回答可）

- ・ISO14001又はKES……………32.7%〔30.2%〕

- ・「子育てサポート企業」として厚生労働省の認定（くるみんマークの認定）… 3.5%〔1.8%〕
- ・本市の「O（おやじの）K（子育て参加に理解がある）企業」登録…………… 3.9%〔6.7%〕
- ・BCP（事業継続計画）の認定…………… 6.7%〔3.4%〕
- ・障害者や高齢者の雇用等に係る認定 …………… 4.8%〔2.8%〕
- ・地域活動やボランティア活動等に係る認定 …………… 3.8%〔4.5%〕

「ISO14001又はKES」が約3分の1。
 市内中小企業は、「ISO14001又はKES」が約3割で、「OK企業」が全体割合より
 やや多い。

問12 環境保全や福祉の取組等を行っている事業者を入札等で評価することについての意見（自由記載）

意見件数：630件

<主な意見>

- 賛成です。企業の責任は、収益を上げるとともに、社会的責任を果たすことにあります。
- 企業の実態に合わせて、主体的に取り組むことで、発注者が介入すべきことではないと思います。
- 中小企業では、環境や福祉のことまで手が回らないのが現状。
- 評価の基準があいまいであり、何をどのようにすればよいか分かりにくい。
- 内容によって有効であると思いますが、基本的に技術力の競争であるべきだと思います。
- 中小企業が継続して取り組んでいくためには、サポートする方策が必要である。

企業の社会的責任を果たすために賛成という意見がある一方、発注者が介入すべきでないという意見や、中小企業には困難であるという意見がある。評価方法が難しいという意見もある。

問13 契約に係る業務に従事する労働者の労働環境に配慮している事業者を評価する仕組みを公契約基本条例で規定することについて、どのように考えるか。

- ・条例で規定する必要がある。…………… 53.4%〔55.0%〕
 理由 ・社会的責任を果たしている事業者を評価すべきである。… 59.7%〔62.4%〕
 ・業務の質を確保するために必要 …………… 38.5%〔40.2%〕
- ・条例で規定する必要はない。…………… 34.1%〔33.7%〕

「規定が必要」が約半数。理由は、「社会的責任を果たしている事業者を評価」が約6割。
 市内中小企業は、「規定が必要」が全体割合よりやや多く、理由は、「社会的責任を果たしている事業者を評価」が6割を超えている。

問13-1 本市との契約に係る業務に従事する労働者の労働環境に配慮している事業者を評価する仕組みを公契約基本条例で規定することについて、問13で「規定が必要」を選択した事業者が取組として必要と考えるもの（複数回答可）

- ・ダンピング対策の更なる充実…………… 45.0%〔43.5%〕
- ・事業者の負担増に見合った予定価格の算定…………… 70.8%〔73.8%〕
- ・入札参加資格を、労働者の労働環境に配慮している事業者に限定（登録時又は入札時）

- ……………29.6%〔31.0%〕
- ・入札参加資格を、労働者の賃金を一定額以上支払っている事業者に限定（登録時又は入札時）
……………16.5%〔18.1%〕
- ・格付又は総合評価方式で、労働者の労働環境に配慮している事業者の評価
……………28.2%〔26.6%〕
- ・格付又は総合評価方式で、労働者の賃金を一定額以上支払っている事業者の評価
……………14.4%〔14.4%〕

「負担増に見合った予定価格の算定」が約7割。「ダンピング対策の充実」が約4割。
市内中小企業は、「負担増に見合った予定価格の算定」が7割を超え、全体割合より多い。
「労働環境に配慮している事業者に入札参加資格を限定すべき」は、全体割合も市内中小企業も約3割となっている。

問13-2 本市との契約に係る業務に従事する労働者の労働環境に配慮している事業者を評価する仕組みを公契約基本条例で規定することについて、問13で「規定は不要」を選択した事業者が、規定が不要と考える理由（複数回答可）

- ・入札参加を広く認め、競争性を高めるべき。……………52.4%〔33.1%〕
- ・入札は、価格で競争すべき。……………14.1%〔15.1%〕
- ・求められている労働環境の水準によっては、事務量や経費が増加する。
……………39.8%〔58.4%〕
- ・事務量や経費の増加に対応できず、入札で不利となる。……………31.3%〔47.0%〕
- ・労働者の労働条件は、労使で決めることであり、発注者が介入すべきでない。
……………41.6%〔44.6%〕
- ・最低賃金等は法令に定められており、それ以上の規定は必要ない。…23.9%〔27.7%〕

「競争性を高めるべき」が約半数。「労働条件は労使が決める」が約4割。
市内中小企業は、「事務量や経費の増加」が約6割であり、「入札で不利」が約5割となっている。「競争性を高めるべき」が約3分の1であり、全体割合より少ない。

問14 本市との契約に係る業務に従事する労働者の労働環境の配慮についての意見（自由記載）

意見件数：355件

<主な意見>

- 労働者の労働環境に配慮していくことは当然のことであり、京都市との契約に係る業務に従事する労働者も当然配慮されるべきものと思います。
- 一定の配慮は必要であるが、過度な配慮は、元請業者の経営環境を圧迫すると考えます。
- 労働環境の改善のためにも適正な予定価格の算出をお願いしたい。
- 低入札で落札されている現状で、賃金を上げることができない筈がない。そのあたりを反映させてから、このような問題を提起するのが本筋では？
- 労使で決めることである。
- 評価の方法が多様で、一律に評価するのは無理がある。
- 労働環境は、労働基準局が取り締まればよいと思う。
- 実際にそのとおりの賃金が支払われているかのチェック機能の強化が必要。

労働環境の配慮は当然という意見がある一方、経営を圧迫するという意見がある。

労働環境の配慮に先立ち、予定価格の適正化やダンピング対策が必要という意見や、労働環境については、労使で決定するものであるという意見、国が取り組むべきことであるという意見がある。賃金の最低額等に関する具体的な意見はない。

問15 入札や契約全般に関する意見（自由記載）

意見件数：567件

<主な意見>

- 地元企業を優先したうえで、公平性、公正性を確保していただきたい。
- 市内業者のみで入札が行われていますが、これは逆に市内企業の競争力、技術力等の低下につながると思います。
- 京都市は、WTO未滿工事のダンピング対策が他自治体よりも明確に定められている。入札参加業者としてはうれしい。
- 値段の安さだけで決められたら、労働条件の改善はできない。
- 労働環境のアップの対策としては、有効であると思いますが、予定価格への配慮が同時に行われなければ、実現が難しい。
- 登録や更新については、提出書類をできるだけ減らしてほしい。
- 入札案件によっては、技術力が必要とされるものがあり、それを満たす企業を選定する仕組みを考えてほしい。
- 金額だけの競争では、ダンピング競争となり、品質が期待できない。仕様、品質を含めた総合的な評価で落札企業を選定してもらいたい。
- 総合評価方式の廃止
- 電子入札の操作手順の簡略化を希望
- 入札方法では、過去の入札件数や実績は必要かもしれないですが、重視すると、その条件を充たせるのはある特定の業者のみになり、不利になる業者が増えます。
- 公契約基本条例の推進には賛成
- 種々努力されておられると思います。今後ともがんばってください。

市内中小企業への発注の原則や総合評価方式の推進については、意見が分かれている。ダンピング対策が必要という意見があり、提出書類や手続きの簡略化を望む意見もある。

資料3 関係団体等からの御意見

以下に掲げる関係団体等から御意見を伺いました。

なお、次ページ以降に掲げる、団体からいただいた御意見は、必ずしも団体として取りまとめたものではなく、団体の構成員としての御意見を含んでいます。

(敬称略, 50 音順)

1 事業者団体 (15 団体)

京都経営者協会, 京都商工会議所, 京都造園建設業協会, 京都中小企業家同友会, 京都電業協会, 京都道路建設業協会, 京都土木協会, 京都ビルメンテナンス協会, 京都府印刷工業組合, 京都府解体工事業協会, 京都府空調衛生工業協会, 京都府建設業協会, 京都府測量設計業協会, 京都府中小企業団体中央会, 全国中小建設業協会全中建京都

2 労働団体 (4 団体)

京都地方労働組合総評議会 (京都総評), 全京都建築労働組合 (京建労), 全日本建設交運一般労働組合 (建交労) 京都府本部, 日本労働組合総連合会京都府連合会 (連合京都)

3 学識経験者 (9 名)

・京都市契約審査委員会委員 (平成 27 年 3 月時点) (5 名)

〔 金多隆・京都大学産官学連携本部准教授, 北村和生・立命館大学大学院法務研究科教授, 清野万里子・公認会計士, 辻田素子・龍谷大学経済学部准教授, 松中亮治・京都大学大学院工学研究科准教授
岡田知弘・京都大学大学院公共政策大学院教授, 岸道雄・立命館大学政策科学部教授, 楠茂樹・上智大学大学院法学研究科・法学部教授, 土田道夫・同志社大学法学部・法学研究科教授

1 市内中小企業の受注機会の拡大について

事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内中小企業育成の観点からありがたい施策である。ただ、業界としては、広域的な入札に耐えられることが必要であると思っている。一方で、京都市が入札参加資格を市内業者に限定することによって、大手ゼネコンが、民間企業が発注する小さい案件に参入しているのも事実であり、危惧している。そのあたりのバランスが難しい。 ○ 業界としては、京都市が市内発注を優先するのはありがたいことであるが、仕事の種別によっては、高度な技術が必要なものがあり、我々の技術力を上げていくためにも、JV工事などで、大手サブコンのいろいろな技術を目の当たりにすることで、会社の組織作りなども含めて、学ぶことが多い。市内発注はありがたいことであるが、全てを市内発注にしてほしいと言うつもりはない。 ○ 地元企業への原則発注を条例に規定するのはいいことだと思う。建設業界の人材を育成するためにも、市内事業者への安定的な発注が重要である。下請についても、元請が地元企業であれば、下請もだいたい地元企業である。一方、大手であれば、確かな統計を取っているわけではないが、多くが市外の企業である。 ○ 業界を潤すということは、法人市民税も増収となり、また、従業員の給料も上がれば、市民税も増えることになる。また、市内で消費すれば、京都市全体の経済効果にも繋がる。 ○ 現場が輻そうし、工期等に影響するため、分離分割発注は良くない場合もある。 ○ 市内発注については、条例に入れてぜひ実行してほしい。そのときに、市内の中小企業と、市内企業ではあるがある程度全国的である企業とを同じ市内業者でもどう区分するのか、区分の中でバランスを取った方がよいのではないか。 ○ 100%市外業者を排除するという事は、現実的には難しいが、条例には明記してもらい、例えば、今、市内と市外の比率が7対3だとすると、それを8対2、9対1にしていくという思想を盛り込んでほしい。 ○ 普段から入札に参加できない自治体には、災害が起こったとき、どの業者も忙しくて、応援には行かない。普段から良好なところに優先的に人を振り向けるのは当然である。今の京都市の災害の程度であれば、市内業者で対応できるが、相当大きなことになるとゼネコンしか対応できない災害復旧もあり得る。市外業者を0にするとそのような場合に来てくれないこともあるので、0にすることはできないが、比率を少なくしてほしい。 ○ 市内の中小企業に受注機会を広げるのは、非常にありがたい。 ○ 京都市内の大企業の中には、全国区の企業もある。市内中小企業に限定でない入札では、市内の大企業が落札すると、市内の中小企業にも下請として仕事が回ってくるが、市外の企業が落札すると仕事は回ってこない。産業振興のため、市内中小企業へ下請が回ってくる市内大企業への優先発注も検討してほしい。 ○ 京都市が実施する大型の観光イベントの実行についても、全国区の広告代理店が運営しており、地元の企業に回ってこない。このようなイベントの進行・管理も市内企業でできるように検討してほしい。 ○ 数年前の意見交換会で、食品の地産地消があるのならば、なぜ工事にも同じことが言えないのだろうかということが話題になった。市内中小企業への優先発注をすれば、入札での落札額が多少高くなっても、企業が増収すれば、市の方へは税収として還元される。また、技術者や伝統産業の傳承に繋がるので、「京都のものを京都の人間が守れないでどうする」という意識を持って、官民一体で取り組んでほしい。 ○ 工事の元請が市外の業者に多く、市内には下請やメンテナンスしか回ってこない業種がある。質の確保や京都の技術を生かしていく観点で市内企業への受注拡大を条例で優先してほしい。 ○ 中小企業を優遇するのは構わないが、技術力の必要な案件は、大企業を含むそれなりの業者に頼まないと、京都市のレベルダウンに繋がる。
労働団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ ある一定の金額基準以下は市内に発注するような規定を決めて、市内業者が参加しやすい状況を作る必要がある。 ○ 入札資格については、WTO基準を除き、一定の金額基準を定めて、市内事業者に限定することは、京都市内の経済の活性化にとっても重要であると思っている。 ○ 元請は市内業者でも、二次、三次下請になると他府県の業者、特に、大阪の業者が安い価格で入ってくる。市内の事業者が発注をして、市内で経済を循環させるというが、結果、循環しないことになる。災害に強い都市を作ろうとしてもいざ災害になったときに全然職人がいないということになる。元請だけでなく二次、三次下請まで市内業者に制限しないと賃金がどんどん下がっていくし、仕事もそれなりのものしかできない。

- 地域重視は今やトレンドであるが、一方で、発注者である地方公共団体は、入札で競争することが求められる。そこで、考えられるのは、総合評価方式の活用である。地域点を設けて、競争させる必要がある。小さな工事まで競争させることはないと考えている。ゼネコンが参加するような大きな工事は叩き合いでもいいが、小さな工事にまで徹底的に競争させる必要はない。
- 公契約は入札で決定するのが前提であり、地方自治法には「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されている。一方で、大手ゼネコンばかりでなく、地元の企業を育成していかなければならないという考え方もある。税金使用における効率性追求と中小企業の育成の価値判断の問題であり、どの程度の割合で、地元の優先発注を行うかは、各自治体の判断で変わってくる。結局はバランスの問題になる。
- 価格競争により自治体以外の企業が落札した場合、財政的には節約できるが、納税という形で戻ってこない。市内の中小企業が、組合を作って受注する体制を組むことができれば、これらの企業が受注して所得を上げ、賃金として労働者に再分配できる。そして、企業及び労働者の担税力になり、自治体側の税収入も増えていく。自治体の財政と地域経済は相互関係があり、前者が圧縮されれば、地域経済の再投資力が落ち、域内からの税収も減少していく。
- 地域経済の振興を行うために、自治体がいろいろな発注の規模や分野ごとに、毎年公契約を通して調達先を回すことにより、地域経済全体に網が掛かり、公益性も担保できる。恩恵を受ける企業も変わることで、自治体がポンプのような役割を果たして、お金が地域の中に循環していく。そういうことが経済振興効果として自治体が直接果たし得る重要な役割ではないか。自治体側から見ると、税収が上がってくる効果がある。自治体外の企業だと公金は逃げるだけである。法学的な発想と地域経済学的な発想とは異なっているが、要は公正性と地域経済振興という公益性の確保を同時に行っていけばいい。
- 地元中小企業にできるだけ発注するという義務付けは難しいので、誘導が基本になる。例えば、総合評価方式的なもので加点をしていくことが考えられる。神奈川県では今年度から「いのち貢献度指名競争入札」を開始している。地元建設業者や重機が少なくなっている一方で、災害の危険が増す中、どれだけ命を守るために貢献しているのかについて、指標を出し、それを指名競争入札で活用している。重機を保有している地元中小企業は、加点される仕組みである。こうして、中小企業も大企業も横並びになる。
- どうやって機会を拡大していくかである。100%やろうと思えば、例えば、市内に本社を置く会社であれば入札額の9割で計算するというのも、効果があるのであれば、可能なわけである。市内に本社があることを参加条件にするといったこともあるし、それを一定以下の工事に関してだけでやるのか、逆に一定以上の工事で行うのか、いろいろな考え方があると思う。
- 「地元の中小企業の受注機会の拡大に努める」という書き方もあれば、具体的にこうやって努めるといった書き方もある。

2 適正な労働条件の確保について

(1) 賃金規定について

事業者団体	<ul style="list-style-type: none">○ 賃金規定については、発注者が京都市と民間、また、京都市同士の業務間で賃金格差が生じることや、賃金額は、各社の企業努力やノウハウの部分もあり、発注者が関与し、賃金台帳を作成することになれば、ノウハウの企業秘密の部分まで提示しなければならないことになるなどの問題がある。また、賃金台帳作成は、業務以外に労力が必要とされ、事務負担が増加するのではないかと危惧している。○ 我々の業界にとって、賃金は一番大きく会社の経営などに占めるものであるが、案件によって賃金の最低額をある程度決められると、会社内での差ができて、いびつな形の賃金構成になるので、それはやはり望ましくない。賃金で縛りがあるのは少し違うのではないかと。労働基準法ともまた相反するところもある。○ 基本的に賃金の規定を入れるということに関して、概ね我々も反対とまでは言わないが、慎重に考えてもらわないと、我々も、京都市も、労働者も不利益が生じる。京都市の仕事が、いきなり全部条例に基づいてということになるのならよいが、同じ市の仕事を受けていても、最低賃金ベースで仕事をすると条例の対象案件のため高い賃金の人との格差が社内できてしまうことは、我々としては、非常に苦しいことになる。○ 建設業は、技術と経験に基づき、机上では判断できないような、各々の労働者の能力が求められる。労働者の中には、熟練工と未熟練工があり、資格だけでなく、それ以外の部分でも評価している。各社、主観的な評価で賃金の体系を決めているので、賃金に踏み込むのは無理がある。○ 最低賃金法というセーフティーネットがある中で、さらにいろいろなセーフティーネットができてしまうと、結果的にセーフティーネットが機能不全に陥ってしまうと思われる。賃金面としては最低賃金があればよいのではなかろうか。○ 格付や総合評価で賃金を一定額以上支払っている事業者を評価することは、「一定」の判断が難しいと思われる。○ 各社、会社の規模・形態が違い、労使関係はプライベートなものであるため、行政が関わるべきではない。○ 賃金は経営者が決めることである。下請にも会社の経営形態があり、経営者が社員の賃金を決め、賃金の上げ下げは、経営者の判断になる。労働者の賃金を規定しても、各社の方針や賃金の算出の仕方がある。一つ一つの工事だけでなく、年間での受注金額、利益、固定費の支払が経営に反映される。見合った収入がないと、経営としてそういうことはできない。○ 条件については、雇用者と従業員で話すべきである。○ 公共工事で賃金を定めることで、民間の賃金が上がるということなら話は別であるが、公共工事が先導するものでもないように思える。民間がついて来られないのではないかと。公契約だけ決めても意味がない。○ 条例の中で賃金規定を盛り込むことは反対である。最低賃金を定めると賃金を上げるというより、逆に下の方の額に引きずられて、みんな同じようになってしまうのではないだろうか。また、零細な業者であると台帳等の書類の管理も大変になると思う。○ 賃金規定を設けた公契約条例を作った市の建設業会も、とても困っていると聞いている。賃金をどのように決めていくにしても難しい問題である。そもそも賃金は企業経営の中で、全体的に考えるべきものであり、行政が個別の労働契約に介入することはおかしい。○ 現場の全ての労働者の賃金の報告は、事務処理上不可能に近い。社員だけなら簡単であるが、下請やメーカーからの派遣職員まで集めるとなると、かなりの事務手続が必要になる。○ 建設業関係は、この20年で傷んでしまっている。バブルまでに儲けたお金を全部吐き出してしまっている。今は何とか貯金を減らしていかないと、みんな四苦八苦である。そういう時期に、賃金規定といってもいい顔をしないであろう。○ 働いている人の賃金形態をよくしようとしているのはわかるが、入札であるので、税金を使って高く買うのは、矛盾することになるのではなかろうか。○ 賃金条項については、絶対反対である。反対の理由はいろいろあるが、一番大きな理由は、最低賃金とダブルスタンダードになるからである。それはどう考えてもおかしい。最低賃金は、「公・労・使」で決めた基準である。それを公契約だからといって、別の論理でそれに対する上乗せを要求するのは、どう考えてもおかしい。○ 春闘では、大企業は賃上げを行うが、ベースアップは一律ではなく、各企業が判断するのが原則である。その中で、条例で賃金が一律に規定されるのは違和感があり、馴染まない。ベースアップができる企業は人を採用して事業を拡大するが、ベースアップができない企業は格差が広がり、悪循環になる。賃金は、労使が知恵を出し合って、一緒に考えるのが基本スタンスである。行政が指導していくものではない。行政が行うのであれば、雇用創出の方が、全産業界のプラスになる。京都の企業を育成するという視点で考えた方がよい。
-------	---

事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働力の底上げが大事であるが、そこが一番のネックになっている。そのためには、技術力の向上が必要であり、行政としても、研修会を開催するなどの取組を行って、技術力のアップを図ってほしい。そうやって初めて賃金を上げることができるのだが、それも各職人ごとに技術力に差があるので、一律に上げることはできない。また、賃金はぜひ上げてほしい。後継者の育成や技術の伝承の面からも、労働環境が悪いと人が集まってこない。今の若い人は、低賃金の下積みで我慢できない。 ○ 賃金規定は反対である。入札参加に最低賃金より高い賃金という条件を付けると、現状の事務だけでも大変な市内の零細企業は、ますます入札に参加する機会を失う。零細企業の観点から、まずは入札に参加できるようにしていくことを考えてほしい。
労働団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今この状況で、理念条例はもうよいのではないだろうか。仕事をしたら、生活保護基準より上に行くべきである。生活保護をもらっている方よりも多い賃金をもらえるということを、役所と契約した仕事については、守っていくべきである。 ○ 現業職の民間委託がかなり進められており、民間企業と一緒に公務員の仕事を進めなければならない。しかし、民間企業側でリストラ・合理化が進められていく中で、一緒にやっついていかなければならない民間企業の賃金が低い、労働環境が悪いでは、お互いパートナーシップを築いて働いていけない。 ○ 最低賃金の遵守を条例で規定することは、京都市の契約だけではなく、高校生のアルバイトを含めた全般の問題であるので、あえて公契約条例で規定することではない。最低賃金法で規定している話である。 ○ 公契約基本条例を作る以上は、そこで働く労働者の労働条件の改善が大前提である。労働基準法や労働安全衛生法などは、当然法律がある前提なので、労働環境ということで最大の問題になるのは、賃金の問題である。建設分野においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の一連の一体改革が行われて、国の施策として賃金を始めとした労働環境の改善が強調されている。 ○ 公正な競争において、一番大きなことは、ダンピング受注をどう防ぐのかということである。そのためにも、労働者の賃金が競争とならないようなシステムを作る必要があり、それは条例の中に、賃金の下限額を入れることである。 ○ 建設業では10年ぐらい前までは、公共工事の方が、賃金が高かったのが、公共工事が基準となって、民間もそれに応じて上がっていった。ところが、公共工事の基準が下がってきてからは、公共工事の賃金に引きずられて、民間の賃金も下がっている。やはり行政が発注するところで踏ん張っていれば、民間の賃金もそこに近づいていく。 ○ 成果物の品質との関連で考えていく必要がある。少々高いかもしれないが、安心・安全のためには、これくらいのコストは必要なのだという視点で考えなければならない。賃金の下限を決めると、現在の人件費を削ることによって受注価格を引き下げて競争するという流れを止めることができる。しっかりとしたものを作るには、一定のコストが必要であるということが、当たり前である状況を作ることが大事である。 ○ 施設管理の案件では、入札で事業者が変わることがあるが、労働者の雇用が継続されるような仕組みとして、賃金の下限を業務ごとに定めることが重要である。新しい事業者が、現在の労働者の中で希望する人を雇用するという場合でも、限りなく最低賃金に近い額を提示されたら、その額で働くか辞めるかの選択肢しか労働者にはない。そうなれば、落札事業者が変わるたびに、賃金がどんどん下がっていくということが起こり得る。 ○ 最低賃金法との関連については、国会の答弁もあり、また、日本弁護士連合会の検証においても、条例上賃金の下限を決めるとのことと、最低賃金法とは矛盾しないという見解である。既に条例を制定した自治体で、訴訟が提起されたということはない。川崎市や相模原市の報酬審議委員会の議事録を読んでみても、基本的には積極的な合意がされているので、大きな問題にはならないのではないかと考えている。 ○ 設計の最近の入札では、不成立もかなり多い。この間、仕事が激減して人材が減ってきた中で、対応が困難な状況である。最低制限価格が導入されるまでは、4～5割でも落札している状況であったので、その分人件費を削減してきた結果、技術者単価に比べて6割ぐらいの賃金水準になっている。賃金やサービス残業を改善していくところに結び付けようと思ったら、賃金や労働条件の条項を入れた条例が必要である。 ○ ダンピング対策の一番のネックは、労務単価である。今まで入札で叩きあうというのは、賃金を叩けるから値段が下がっていったのである。その賃金に線引きを入れるというのは、一番必要である。「条例と並行して行うダンピング対策」についても、賃金規定を入れるか入れないかということになる。賃金規定を入れないと本当に絵に描いた餅で終わってしまう。

- 公共サービスは、比較的高い質のものが求められるので、最低賃金法による最低賃金では保障できないのではないかと思う。ある程度質を保障するような価格設定、これを賃金の面と業者の再生産費の面の両面から押さえていく視点が必要ではないか。
- 最低報酬額を規定すると、対象の契約に従事している期間だけ、その額を支払うことになるという意見については、報酬というのは、別に給与ではない。年度区切りの報償費と変わらない。物価の変動に伴って、価格を上げたり下げたりすることもある。そこは調整可能ではないか。
- 公共の発注にだけ最低報酬額を支払うことへの疑義については、その業務だけでなく、他の業種にも同じ考え方で発注し、それが多数の市民が関係していることがわかれば、決して特定化されたものではなく、高い公益性をもつものであることが市民にも理解してもらえるのではないか。質の高い、いい仕事に対して、適正な価格を保障し、公共分野に貢献したことがわかれば、民間市場でも評価されて比較的収益性の高い仕事ができるという効果も期待できる。そのような一つのフラッグとして公契約実績を使ってもらうことで、地元中小企業の社会的な役割も評価されるという形にしていって方が、労働者だけでなく、中小企業にとっても、地方自治体にとってもよい結果をもたらすと思う。
- 賃金の最低額を規定することは問題が多く、このようなことは、各地方公共団体が制定する条例ではなく、国が法律を制定すべきであると考えます。
- 条例で賃金の最低額を規定し、税金を使って、労働者の賃金を上げるということは、労働者保護の観点からは理解するが、他の地方公共団体に所在する事業者で働く労働者の賃金にまで、税金を使うことに市民の理解が得られるのか。
- 公契約条例で労働者の賃金の最低額を規定することは、様々な問題があるため、条例の動きは全国各地へは広がっていない。様々な課題に対して、もっと長期的に取り組むべきであり、規定を急ぐべきではない。
- 賃金の最低額について条例で規定することは、反対である。なぜなら、この規定は、大きく3つの点で、特定の一部の労働者だけを特別扱いすることになる。1つ目は、公契約の対象となる可能性のある業種のみが対象となる点、2つ目は、公契約を落札できた一部の業者のみが対象となる点、3つ目は、同じ会社内でも公の業務に従事している労働者にのみ適用される点である。
- 低賃金の業種は公契約に関わる人以外にも多くいる。公契約に従事する一部の労働者にしか適用されない公契約条例が適切な低所得者対策であるか疑問である。賃金上昇が入札価格の上昇につながれば、税金による賃金補助的なものとなる。施策というものは、どのような立場の人にも公平でなければならない。
- 自治体が公契約条例により賃金を上げれば、民間も追従するという考え方もあるが、それは期待に過ぎない。問題は最低賃金が低過ぎることであり、最低賃金の設定方法および水準についての抜本的見直しを地方自治体として国に求めていくことが重要である。
- 地方自治法上、最低賃金を上回る賃金を条例で規定することに問題がある。最低賃金法で定めた額に対して、地方自治法を根拠に、条例を制定して、介入することができるのであろうか。また、「契約自由の原則に基づいているので問題ない」という意見もあるが、規定された賃金を支払わない事業者とは契約しないという前提により、契約を断念している事業者もいるのならば、契約の自由を侵害している可能性がある。
- 国は、公契約条例の中で、地方公共団体の契約の相手方の使用者が最低賃金法に規定する最低賃金額を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならないとすることは同法上問題ではないと答弁しており、最低賃金法上は問題ないのかもしれないが、好ましくないと考える。
- 確かに最低賃金法との関係では問題にはならないが、賃金規定でどこまでの規制を置くかによって変わってくる。基本的には、契約自由の原則であるので、そこに法律ではなく条例で規制をかけることは、強さによっては違法となることもあり得るであろう。
- 「賃金がきちんと支払われていない」といった通報があれば調査権限があるので調査するのであろう。仮にそれが事実であった場合、制裁するとしたら契約解除になるであろう。そうなった場合、労働者が困ることになるので難しいところである。
- 賃金を保障するのはいいとしても、保障していることを確認するためにプラスアルファの業務や作業が増えることになる。そうすると、それだけ契約金額は上がることになる。そのあたりのバランスだと思う。

(2) 賃金規定以外について

<p>事業者団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働環境配慮はそれぞれの会社で考え方が違う。その主観的な配慮を客観的には判断しづらいので、入札参加資格を労働環境に配慮している事業者に限定することには反対である。 ○ 法律上、個人事業者で5人未満の場合、社会保険適用除外が認められている。しかし、公共工事では、5人未満の事業所で、社会保険の加入義務がない事業者でも、加入することを入札参加資格としてほしい。 ○ 社会保険の加入など労働者の環境を整備していけば、必然的にコストは上がっていき、自ずとダンピング受注を行う業者が排除されていく。 ○ 土日に休日を設定することは必要であると思うが、土曜日を休みにするのであれば、工程表で土曜を休みにして工事期間を決めなければならない。代わりの人を入れることはできないので、建設業界そのものが、土曜日を休みにしないとできない。実際にそうしたとしても、末端の職人は、日給なので、休みになると減収になり、他の職場で働かなければならない。土曜日を休みにしても、現場の単価が上がらない限り守れない。 ○ 市内では、建災防（建設業労働災害防止協会）に入っていない事業者が多数いるようであり、労働者の安全衛生の観点からはこっちの方が問題である。京都府の入札では、建災防への加入を入札での優遇条件としていて、この条件を入れることで京都府下の加入者がどっと増えたようである。 ○ 二次、三次下請まで社会保険の加入を求められたとき、本人も会社も負担しなければならなくなる。当然、給料を上げなければならない。条例と、それに設計も含めた職員のものの考え方と価格、そのあたりをセットで動いていかないといけない。条例だけが先というのは難しい。 ○ 社会保険の加入状況の実態は、元請が個別の業者から聞き取るという形になる。仕事があったときは、社会保険の加入状況をチェックしなければならないので、事前に行っている。概ねほとんどの下請にも浸透してきているが、そこまでの意識のない業者を使うときは問題がある。各社、仕事を落札して、施工体制を組んでみたら未加入の業者がいると、そこを外すことになってくる。 ○ 社会保険などは、国の指針で徐々に加入していつているので、変わりつつある。我々は社会保険には加入しており、我々から発注するところにも指導をしている。しかし、そのようにすると安いコストでやっていた業者は、コストが上がってくるので、単価を上げてほしいという話になってくる。その中で、我々も高い見積りをかさざるを得なくなる。今は物価が上がってきており、これ以上単価が上がる要素を付けることは難しい。 ○ 退職金や休暇については、縛りがあるようでない。そのあたりをもっと強化していくことが必要である。仕事は嫌いではないが、休みが取れないのでなりたくないという人も多い。賃金規定も一つの政策であるが、それでも今の倍をもらえるわけではない。会社の負担分があるので経営者は賛成しないであろうが、それ以外の部分の退職金、保険、有給休暇の取得などを市の発注工事で担保できるようにしてもらいたい。 ○ 退職金制度などを、京都市の中でもっと評価して、二次、三次下請で加入しているところを使わせるようにすれば、自動的に加入していく。理解のないところは、安ければよいということで、適当にごまかしてやっているところもある。そこは強力に指導してほしい。 ○ 労働環境の確認を具体的に言い、守れない業者を下請に使えないということにすると、自動的にコストは上がるが、そこで働く職人の待遇はよくなる。守れない業者を使わなければ、自然淘汰で減っていく。 ○ 労働環境については実効性が伴わなくても、条例があることにより抑止力になる。その効果がまず第一歩ではないだろうか。それをかいくぐる業者がいた場合、処分するには労力と実効性が問題になるのだが、そこまでされてしまったら、どうしようもない。それが目に余るようであれば、別の方策を考えてでもよいのではないだろうか。条例として「京都市として、このようなものを作りました。」とするだけでも、効果は違うと思う。 ○ 労働環境について、就業規則がある、経営計画書がある、地域に根差しているということの確認であれば、協力できる。真っ当な商売をするほど、そのような書類を提出しなければならなくなり、負担ではあるが、それでも会社をよくしようと思ってやっている。そもそもそのようなものを出せないという業者がおかしい。そのような反対意見に耳を傾ける必要はない。そのような儲け主義の業者に落札させる必要はない。 ○ 長時間労働問題や女性が働きやすい環境に配慮することが大切である。 ○ 労働基準法に則った労働環境の配慮を順守させる必要がある。
<p>労働団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理等において、労働者が継続して雇用されるような配慮もしてほしい。 ○ 指定管理や役務などにおいて、ノウハウを持った人たちを評価し、入札受付の中で工夫するなど、継続雇用につながる仕組みも考えてほしい。 ○ 労働条件の項目などを抽象的な文言にするのはやめてほしい。最低これはダメだと、具体的にわかりやすくしないといけない。

学 識 経 験 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な労働条件の確保を条例に規定することで、労働者の賃金を上げるのではなく、まずは、労働者の賃金の未払いに取り組むべきであると考え。 ○ 労働者の賃金の最低額を規定した完全な条例ではなく、適正な労働条件の確保について規定した、6割程度の規定の条例ぐらいでいいのではないかと。あとは、総合評価方式をうまく活用し、取組を進めてはどうか。 ○ 現在の労働関係諸法令の遵守や、社会保険の加入、賃金や下請代金の確実な支払など、今ある枠組みをしっかり守らせることが必要である。 ○ 賃金と並んで社会保険の加入があるのだが、これはおそらく現在グレーなところであり、法的に加入義務があるにもかかわらず、それをいろいろなかたちで逃れている企業があるのではないかと思う。現在法律で強制されているにもかかわらず、それを守っていない業者に対して、この条例に規定することで、本当に守らせることができるのか。
-----------------------	---

3 契約を通じた多様な社会的価値の実現について

事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技術者の経験についても、それを条件にすると、若手が育たなくなる。しっかりと若手を入職させて頑張っている業者を評価する仕組みを作ってほしい。 ○ 透明性を高めるために、金銭的な競争だけでないものとして、国土交通省では総合評価を導入したが、そのため、落札する業者が実績のあるところに集中している。ここ2～3年で、実績要件の加点对象を国土交通省の案件以外にも政令市や府の実績も認めるように変わってきており、全体的には、良い方向であると思う。 ○ 環境・福祉の取組でも各社実態が異なっており、あまりいろいろなことを加対象とすると、認証書を取得することが目的となってしまう。中小企業では、できることのパイが限られており、KES（京都・環境マネジメントシステム・スタンダード）は割と容易に取得できるのだが、人材不足の中で、それさえやめていく企業もある。そのあたりのバランスを考えて導入する必要がある。 ○ 入札参加資格を環境保全等の取組を行っている事業者に限定することは、取組の本来の趣旨からずれてしまい、資格を取ることが当たり前になると、取り組んでいることのインセンティブがなくなってしまう。 ○ 総合評価やPFIにしても、いろいろなことをやっていると評価点が高くなるので、様々なことを盛り込んでやっているようである。そういうことを提案した方が、評点が高くなるので、予算が高くなるが、わざわざやっている。本末転倒のように思われる。無理矢理に評点を上げるために、そういうことを考えるのはいかがなものであろうか。 ○ 公契約を通じて社会的価値を実現していこうという取組について、趣旨は理解できるが、あれもこれも加対象にしてしまうと、加点をもらうことが目的化し、本末転倒になりかねないので、対象となる事業については、きちっと精査していく必要があると思う。 ○ 格付は工事の実績や技術的な評価であるのに、消防団のような社会福祉的な活動がなぜ対象となるのか。消防も一つのボランティア的活動であるが、なぜ消防だけなのか。防災的な感覚が必要というのであれば、総合評価の中で、消防署の庁舎の工事では、常に消防のことをわかっている業者が必要であるということに加点するなどのやり方もある。格付というものは、仕事に対するスキルの問題の部分が評価されるべきものである。 ○ 国では、ボランティア活動を加対象としている。しかし、実際は加点してもらうために何とか行っている感じである。これは基本的におかしい。あまり加対象を増やすのは本末転倒である。 ○ ISO9000などは、何のために取得しているのか意味がわからなくなっている。我々もKESを取ろうとしていたが、格付の加点のためだけに取るのでは馬鹿馬鹿しい。例えば、市の工事でKESを使って、実際の作業をして、目に見える行いがあれば、それを評価する形にまで持っていけないといけない。暴対法の講習もみんなにそういう知識を持たせるのはよいのだが、現場でも活用していないといけない。 ○ 社会的価値の実現に挙げられている項目に、頑張って取り組んでいる企業を評価していく形にしてほしい。 ○ 評価することにより、企業の環境及び福祉への取組が進み、については京都市全体の底上げに繋がる。
労働団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境保全、福祉、障害者雇用等は数値の出やすいものであり、社会的価値という部分で、これらはいつも要請するときにはまとめて挙げている。他にも男女共同参画等の価値があり、京都市が進めようとする事業を含めて、そういったことに協力する事業者と契約するというのも、契約についての一つの案である。公契約によって、みんなが目指しているより良い社会にする一つ一つの事業が、前に進んでいくことになればよいと思う。 ○ 中小事業者の方では、なかなかこのような分野まで取組を進めていくということは、経営的にも非常に厳しい。これを入札の基準にしてしまうと、参加を阻害する可能性があるのではないか。しかし、このような取組を進める必要はある。そこは、京都市の方で、参加しやすい、あるいは参加を応援するような取組を進めてほしい。

学 識 経 験 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約を通じた多様な社会的価値の実現を条例に規定するという事は、あり得る考え方である。しかし、公契約を締結した者というような、特定の人だけが恩恵を被る内容かどうかと思う。例えば、環境に関する内容であれば、京都市全体にメリットが行き渡る。これを経済学では「外部性がある」というが、環境のようにそれが実現することで、その効果が市民に広くいきわたるような施策を行っていくことはいいことであると思う。 ○ 景観についてであれば、京都らしい景観形成は工事、建物に関わるものである。例えば京都市が京都らしい景観整備を図る基本方針をもち、それを実現するために公契約を活用することができるだろう。「京都らしい」というのは、デザイン性のところもあれば、京都の素材を生かして作っているのかというようなことも入っており、こちらの方は地域経済貢献を図るような総合評価方式と併せてやっていくこととなる。「らしさ」を考えるとそのような発注の中身に則した形で、品質審査のできる人を加えていくことも一つのやり方である。 ○ 政策研究大学院大学の福井秀夫教授が、知的な創造業務は、価格競争だけでは調達できない、価格とデザイン等を含めた品質の評価を併せて行う新しい制度が求められているのではないかと述べている。専門的なデザイン性や技能的なものは、大きな企業だからということでもできるわけでもなく、京都の地の利を活かした形で地元企業がその社会的価値を実現していける分野である。そのような事業を継続してやっているかどうか評価項目として入ってくるのではないかと。
-----------------------	---

4 公契約基本条例と並行して行うダンピング対策について

<p>事業者団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低制限価格が適正価格の最低であればよいのだが、そうではなくなっている。ダンピングにより変な業者が低い価格で入札して、結局できないこともある。みんな自分たちができる最低の価格を提示しているはずである。 ○ 和歌山県の事例では、工業組合が最低制限価格の見積りを作っていると聞いているので、そのあたりを検討してほしい。一足飛びで何もかも解決ということではできないが、ブラックであろうが安く働くことが偉いのではないと、市役所自ら正してほしい。 ○ 印刷においても、最低制限価格を設定してほしい。最低制限価格は、賃金を含めた価格であるので、最低制限価格が設定されれば、自然と賃金のことはクリアされる。そのためにも、最低制限価格を早期に導入してもらいたい。 ○ 価格については、例えば予定価格を2割以上切ったらダメだというふうに最低金額をある程度決めないと、いくらでも下がってくる。 ○ 運送業では、運賃は届出制で、ほとんどの業者がモデルケースを使用して、同じような運賃で届け出ている。同じような運賃の中で入札をすると、競争は人件費になってしまう。入札結果を見ていると、低価格での入札が見られるので、運賃のプラスマイナス10%程度の幅での競争となるような入札を検討してほしい。 ○ 最低制限価格を設ける場合、その金額については、市独自の規定を使って業者には公表しないという形にすれば、ある程度適正な価格の中で競争できるのではないかと思う。我々としては、最低制限価格は必ず入れてほしい項目であり、それを公表するのではなく、しっかりとした仕様や積算方法を基に市独自で持っておいて、我々も切磋琢磨して考えて、適正な価格を導き出すという形を取っていけば、我々業界の中でもみんなが勉強して、適正な価格を考える機会にもなる。
<p>労働団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特に適正な予定価格という点では、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律や公共工事の品質確保の促進に関する法律でも強調されているので、考慮してほしい。同時に、最低制限価格については、原則事後公表にすべきである。既に国の方から、そういう主張を始めているので進めてほしい。
<p>学識経験者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 京都府では、大雪の対策も求められるが、消防署や自衛隊も対応してくれない。そのときに頼りになるのが地域の事業者である。地域の事業者を確保するためには、日頃、入札で叩いてしまうと、つぶれてしまうので、ダンピング対策が必要となっている。 ○ ダンピング対策であるが、最低制限価格の事前公表はやめた方がよい。過去の事件等から透明性の確保のため事前公表が行われたようであるが、それはコンプライアンスの問題であり、罰則等の規定で対応すべきものである。積算を自分でい、価格を下げるといった企業の努力による競争を求める必要がある。 ○ 世の中の民間市場には最低制限価格などなく、企業は努力をしており、努力して経営ができなくなれば淘汰されていく。最低制限価格を上げれば、企業にもメリットが出て、サービスの質が上がるとい議論もあるが、そもそも民間同士の取引では、最低制限価格がなくても、きちんと成り立っている。 ○ ダンピング対策についても、企業の育成と税金の効率的使用の間でのバランスをどうとるかということである。高い価格で落札させるだけであれば、事業者に対する補助金のようなものとなる。 ○ 地元の中小建設業者が重機をほとんど持っていない状況が広がっている。それはWTO協定による一般競争入札や電子入札が広がっていき、その結果としてダンピング的な入札が広がっていったことによるものであろう。また、公共サービスの質の劣化が指摘され、様々なところで問題になり、公共サービスの質の維持と向上を図っていくために平成17年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が制定された。 ○ 雇用は賃金が安ければいいということで、公共分野の発注で働いている人や下請で働いている人も最低賃金を割り込むようなワーキングプアを生み出している。公共セクターが発注する契約でそのようなことが起こってよいのであろうか。地域経済の振興という役割を持って、地方自治法に定められた住民の福祉を向上していくためには、ダンピングを防止し、地域経済の持続可能性、これに寄与するような発注戦略を政策として作るべきではないか。

5 契約の適正化について

<p>事業者団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 京都市の業務は、発注後、履行された内容に対して評価を行うことが欠けている。発注者として、最後まで責任を取る必要があり、履行内容をきちんと評価して、次回の入札につなげてほしい。例えば、写真を撮って、履行を評価するという方法もある。 ○ 実際に現状の京都市の入札を見ている、本当に積算の部分で苦しんでいるのは見て取れる。予定価格が公表されていて、予定価格から数万円低い額で入札しただけで、低入札価格調査になった案件もあった。現場で予算を考えているところは、まだそのような考え方がなく、入札に関することについても、意識が低いのではないだろうか。そこを周知徹底していくことになるであろう。 ○ 適正価格としては国のものはかなり高いと思っているので、民間のやり方と国の考え方をミックスして、京都らしさというのをそこで出してもよいのではなかろうか。我々と京都市が検討を重ねて、学識者の意見を加えて、そのような独自性を出していくこともできる。そうすれば我々業界のサイドも、無茶な業者は生き残っていけなくなり、逆にそのような業者が改めて、よい仕事をしていくための方向性を出す契機にもなる。 ○ 京都市では、当年に設計を、翌年度に工事を計画した場合、まず設計の入札を行う。落札した設計事務所では、予算の範囲内で設計を行うはずであるが、予算を超えていることが多く、そのため、その後の工事の不調が多かった。また、設計をした日と工事の入札の日の間に乖離があるので、そこで単価が上がってしまい、赤字が出ることもあった。そういうことが重なると、入札を受ける気がしなくなる。 ○ 公共工事の品質確保の促進に関する法律が成立し、今回3法の改正となった。今までは、発注者は発注したら、後は受注者が勝手にやるという考え方であったが、これからは、お互いに協議して解決していく体制が必要となる。今後は、契約内容を変更したのなら、変更したと書類上きちんと提出する形を取ってほしい。技術職と事務職の意識の疎通がもう一つできていないので、技術職も事務職も勉強してほしい。 ○ 工事入札の公告に際し、質疑できるようにしてほしい。 ○ 新聞などでよく予定価格に対する適正な落札率といったものが書かれていることがある。しかし、案件によっては予定価格が明らかに適正でないものがある。適正な積算がされていないものであるのに、予定価格の何パーセントが適正であるというのは、おかしな話である。 ○ 昔より積算単価が大きく下がっている。今は予定価格の100%でも厳しい。実際は90%前後で落札しているが、120~130%ぐらいでないといけない。労働者の賃金を上げたいという気持ちはあるのだが、予定価格が安いのでできない。京都市がとりあえず安く安くという考え方なので、適正な価格という考え方へ揺り戻していかないといけない。適正な価格と安くというのは全く違う。 ○ 京都市で予定価格を組む際、業者から数社見積りを取っているようであるが、現実的でない安さのものがある。常に安いものの設計を組んでいって、トータルとして工事となると、設計するときの考え方で大きく変わってくる。最低制限価格を上げられないのはわかるのだが、それならば設計の段階で適正な予定価格を設定することが大事である。 ○ 全体の職員の意識の方向付けもセットで考えてほしい。 ○ 「材料代にもならない予定価格」といわれる予定価格が設定されていることがある。余っている材料を使えということであろうか。本来であれば、そのようなことを理由にはいけない。それを正当化することなどあってはならない。 ○ 京都市が入札に出す仕様書であるが、同じような案件なのに、出てくる部署によって異なっている。そういうものは統一してもらわないとまずい。
--------------	---

労働団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働時間、人数や材料を計算して見積りを作っているが、これは仕様書を基に作っている。しかし、仕様書そのものがきちんとしたものなのか疑わしいものがある。原局の経験を積んだ職員がきちんと作ったものならば、それなりの形になるだろうが、あまり分かっていない職員が作っていることがある。 ○ 予定価格自体は、建設業の方は、様々な規定があるので、一定の積算ができる。他の事業については、実態として、予定価格は前年の落札価格である。市として積算する根拠がないのであろう。これでは事業者を地元発注にしていくとしても、健全な公共事業になるとは思えない。必要経費が同じような業務であれば、積算が変わるのは人件費だけである。市の入札で、予定価格を積算しないこと自体がおかしなことである。 ○ 委託事業はほぼ原価が変わらない。例えば運搬業務の場合、仕様書で車種が決まっていれば、その購入費以外で残るのは人件費だけである。それなのに入札にするのは、人件費を下げることにしかない。委託事業の発注のやり方は、検討すべきである。 ○ 調査や計画コンサルの業務では、市の発注原局から内部資料の作成を指示され、それが金曜日に指示されて、週明けの月曜日までに提出を求められることがある。平日でも翌日に提出するよう指示される。そのように職員のように扱われていることが多く、それが長時間労働とサービス残業に結び付いている。契約上きちんと対等な関係ができるような仕組みを作っていないと、今の労働実態は変わらない。 ○ 入札に関係のない付随する仕事でコストが掛かっている、全く採算が合わない。ひどい場合は、その価格では社会保険にも入れない。価格競争だけであると、市民サービスの関係でよいのだろうか。仕様書の基準や事業者の評価はきちんとするべきである。どうしても今は、価格競争のみで選定している傾向が強い。公共の事業をやるというのは、そのあたりも含めて具体的な内容が必要であると思われる。
------	---

6 その他

<p>事業者団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国で決めることと地方自治体で決めることは違う。そのあたりは差があつてしかるべきであり、京都市自体の方針があつてよいと思う。そういう意味では、条例を作ることは、大変よいことだと思っている。 ○ 条例がどのようなかたちになるのか、努力規定のようなかたちになるのかはわからないが、まずはそれでもよいと思う。その理念が活かされているのかということ、市民が見ていくことになる。 ○ 市長が、条例の制定に取り組んでいることに敬意を表したい。
<p>労働団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政サービスであるので、公から民に移すときに、コストの置き換えがあるのだが、それによりサービスが低下したのでは意味がない。当然同じ行政サービスが求められる。公から民へ業務を渡すときに、少しコストが落ちて、それが落ちすぎないように配慮が必要である。また、働く人たちも年数を過ぎていくと、賃金も上がっていくので、複数年になれば、人件費が上がっていくということも理解してほしい。 ○ 住民や事業者、労働者を含めてわかりやすい条例にしてほしい。建築基準法のように仕様規定から性能規定にして、性能は上がったけれど、全体としてわかりにくくなったため、耐震改修が進まなくなったことがある。行政の作る法律はわかりにくいので、わかりやすい内容にしていけないといけない。住民、労働者、事業者の合意を求めていこうと思えば、そのあたりの是加減は難しいが、ぜひわかりやすい条例にしてほしい。 ○ 条例で規定したものには、罰則規定を付けてほしい。罰則がないと、条例を守らない人も出てくるであろう。あまり厳しくすることはないが、ある程度は必要である。 ○ 実施している自治体も試行錯誤しながらやっていると思うので、やってみてさらに改良していくという点で言えば、小さい部分からでもやってほしい。我々労働者の声が反映されて、労働現場の実態が行政に伝わる仕組みを作っておく必要がある。
<p>学識経験者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賃金規定については、いろいろ意見の対立もあるだろうが、それ以外の項目に関しては基本的に大きな反対がないような項目が多いと思われるので、盛り込むことになるのであろう。 ○ 公契約基本条例としてあまり多様なものにしてしまうと、ものすごく希薄なものになってしまう危険性がある。それならば、賃金や市内中小企業の問題などいくつかのポイントに限定して考えた方が、公契約条例としてはよいのではないだろうか。